

# 採用差別から24年目、政府解決案を受諾

## 引き続き雇用問題の解決に

### 一人ひとりの目線に立って組織拡大を



国鉄労働組合は4月26日、東京・社会文化会館にて第78回臨時全国大会を開催し、政府・4党が合意に達した「国鉄改革1047名問題の政治解決に向けて」の解決案受諾を決定。引き続き全体的な解決に向けた意思統一をしました。今号は、高野委員長から全組合員へのメッセージ（1面）と関係資料（2面）を掲載しました。組織拡大をはじめ、当面の闘いに全力をあげましょう。

### JRに労務政策の抜本的転換を求めよう！

政府解決案の受諾を受け、JRとの和解を活かし

国労東日本本部 執行委員長 高野苗実

国労は4月26日に第78回臨時全国大会を開催し、「JR不採用問題の政治解決案」受諾を全体で承認し、更に未解決課題である雇用問題に全力を



あげることを確認しました。国労はこれまで「JR不採用問題」を最重要課題と位置づけ、闘争団員・家族の決意と奮闘、組合員と全国の多くの皆さんの支援、そして「政権交代」という状況のもとで、その解決に向けた苦闘の連続のなか、24年目に于此の日を迎えることができました。

こうした状況を受け、私たち国労東日本本部は、もう一方の重要課題である組織強化・拡大の取り組みに全力をあげなければなりません。職場において働くもの一人ひとりの目線に立った労働組合としての国労を築き

あげ、仲間から信頼される労働組合とするため、全組合員が一丸となり取り組むなかから組織の展望を創り上げなければなりません。

また、2006年11月にJR東日本、2008年3月にJR貨物との間で一括和解が成立しました。この和解に基づき職場における「公正・公平」を求める取り組みは、和解を風化させないためにも、労務政策の抜本的転換と健全かつ正常な労使関係の確立に向けて取り組むことが重要です。

同時に、安全・安定輸送の確立について、「グループ経営ビジョン2020ー挑むー」では、「安全の先の安心」をめざすとしています。首都

圏を中心とした設備や車両のトラブルに起因した大規模輸送障害が発生し、また、パートナー会社社員が死亡するという痛ましい労働災害事故が相次いで発生しています。こうした現状を踏まえ、安全・品質・技術継承と労働条件・環境改善の取り組みを一層強化していかねければなりません。

こうした大きな柱となる取り組みに、全組合員の団結を基に、より一層奮闘することを訴えます。



**国労東日本**

(組合員の購読料は) (組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5 交通ビル  
国労東日本本部  
発行責任者 高野苗実  
編集責任者 伊藤隆夫

No. 697 定価 20円

2010年 5月 20日

**不採用問題 特集**

1986 S 2010

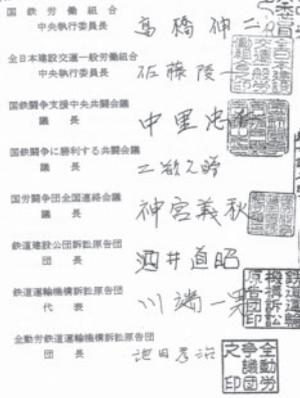
<http://www.e-nru.com>

携帯用ホームページはこちらのQRコードから

民主党 小沢一郎 幹事長  
 社会民主党 重野安正 幹事長  
 国民新党 自見庄三郎 幹事長  
 公明党 井上義久 幹事長

**国鉄改革1047名問題の政治的解決案について**

「四者・四団体」は、平成22年4月9日に民主党、社会民主党、国民新党及び公明党から政府に申し入れた「国鉄改革1047名問題の政治的解決に向けて（申入れ）」による解決案を受け入れることを確認する。  
 平成22年4月2日



**国鉄改革1047名問題の解決案（四党申入れ）について**

1. 政府は、以下のことを条件として、平成22年4月9日に民主党、社会民主党、国民新党及び公明党（以下「四党」という。）から申入れのあった「国鉄改革1047名問題の政治的解決に向けて」による解決案を受け入れる。

**（解決案受入れの条件）**

- 四者・四団体（原告側910名全員）が、次の事項について了解し、その旨を正式に機関決定すること。
- ①この解決案を受け入れること。これに伴い、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げること。
- ②不当労働行為や雇用の存在を二度と争わないこと。したがって、今回の解決案は最終のものであり、今後一切の金銭その他の経済的支援措置は行われないこと。
- ③政府はJRへの雇用については努力する。ただし、JRによる採用を強制することはできないことから、人数等が希望どおり採用されることは保証できないこと。

2. 四党は、1. を了解する。

平成22年4月9日

民主党 小沢一郎  
 社会民主党 重野安正  
 国民新党 自見庄三郎  
 公明党 井上義久

国土交通大臣 前原誠司  
 財務大臣 菅直人  
 内閣官房長官 平野博文

**政府案受け入れを表明**

**JR不採用問題解決に向けた「政府の解決案」に対する「4者・4団体」の見解**

国土交通大臣 前原 誠司 様  
 平成22年4月9日  
 民主 党  
 幹事会 一郎  
 社会民主党 幹事長 重野 安正  
 国民新党 幹事長 自見 庄三郎  
 公明党 幹事長 井上 義久  
 （公印省略）  
**国鉄改革1047名問題の政治的解決に向けて（申し入れ）**  
 2009年3月25日の鉄建公団訴訟の高裁判決は、解雇は認められたものの、不当労働行為については一審よりも強く認定しました。また南裁判長は、「この判決を機に1047名問題が早期に解決されることを望みます」とのコメントを出しています。この23年間の当事者、家族のことを思え

1. 和解金 一人平均1,563万3,750円（総数910世帯約142億円）  
 ①高裁判決金は550万円、遅滞金利分（注）は639万3,750円（小計1,189万3750円）  
 ②訴訟費用等374万円。  
 （注）支払日までの金利分とし、平成22年6月30日の支払を想定。  
 2. 団体加算金58億円  
 4者・4団体が、国鉄清算事業団を解雇された者1047人の生活面の支援を続けてきたことに鑑み、当時、幹旋に就いて再就職した者の雇用主に支払われていた雇用奨励金及び住宅確保奨励金を参考とし、4者・4団体に団体加算金を支払う。算定に当たっては、4者・4団体の非営利性に鑑み、特段の配慮を行う。  
 （なお、本団体加算金については、団体の判断により今後の原告等の就職活動、自営業の資金等に活用することも可能）  
 3. 雇用問題  
 ①JRへの雇用  
 解決にあたって、JR北海道、九州等の各社を中心に200名位の採用を要請する。  
 ②その他の雇用については政府としても努力する。  
 原告団の要望は別紙2  
 4. 政治的解決にあたって  
 ①上記1から3については、民主党、社会民主党、国民新党及び公明党が人道上不可欠と判断した結論であり、この完全実施をもつての政治的解決を強く要請する。  
 ②雇用問題は政府の責任のみで解決できる問題ではないが、JR各社においても人道的見地から、全面的な受け入れを強く要請する。  
 ③上記1の和解金及び上記2の団体加算金については、税法上の点も考慮し、解決金として一括支払うことが望ましい。

（和解金等は鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務として支出する。）  
 ④以上の政治的合意に基づき、裁判上の和解を行い、すべての訴訟を取り下げる。  
 （原告団への支払総額は約200億円）  
**（別紙1）四者・四団体とは**  
**【四者】**  
 国労連争団全国連絡会議  
 議長 神宮 義秋  
 鉄道建設公団訴訟原告団  
 団 長 酒井 直昭  
 鉄道・運輸機構訴訟原告団  
 代表 川端 一男  
 全動労争議団鉄道・運輸機構訴訟原告団  
 団 長 池田 孝治  
**【四団体】**  
 国 鉄 労 働 組 合  
 中央執行委員長 高橋 伸二  
 全日本建設交通一般労働組合  
 中央執行委員長 佐藤 陵一  
 国鉄開業支援中央共闘会議  
 議 長 中里 忠仁  
**（別紙2）雇用について**  
 2003年12月22日の最高裁判決がありますが、JR北海道・四国・九州・貨物会社は株上場されておらず、現状は政府100%出資の特殊会社となっております。政府はこの問題の解決にあたり、被解雇者でJR各社への採用を希望する者についてはJR各社に要請し、JRは「道義的、人道的」立場から解決するため、希望者の採用に努力すべきと判断しています。  
 ①JRへの採用希望者は260名程度  
 ②JR関連会社への採用希望者は150名程度  
 ③国鉄清算事業本部、自治体等への採用希望者は70名程度  
 ④被解雇者が運営する事業体への財政支援29億円  
 ※現在、被解雇者が運営する事業体に従事している者は270名程度となっております。その内、地元からの一般採用も80名を超えています。今日の雇用情勢、特に、北海道・九州の厳しい現状にあつて、しっかりとした雇用の受け皿を担保していくためには、④の支援が不可欠です。  
 ⑤障害を持つ者、病弱者への配慮

**JR不採用問題の経過 1986年～2010年**

**◎1986年**  
 11月28日 国鉄改革関連8法案が成立。  
**◎1987年**  
 2月16日 JRへの採用内定通知。7628名が不採用。  
 4月1日 JR発足。  
 4月14日 JR北海道、九州の追加募集。  
**◎1988年**  
 11月11日国鉄清算事業団開業に連帯する会発足総会。  
**◎1990年**  
 3月31日 国鉄清算事業団が1047名に解雇通告。  
 12月7日 国労開争団全国連絡会議結成。  
**◎1992年**  
 5月28日 中労委が採用差別事件で「最終解決案」と「会長談話」を労使双方に提示。国労は、席上で拒否。  
**◎1993年**  
 5月14日 横浜地裁が旧国鉄横浜人格センター刑事事件全員無罪判決。  
 5月27日 検察庁が控訴を断念し、無罪確定。  
 5月28日 東京地裁民事11・19部が北海道・九州採用差別事件について中労委命令を取り消す判決。  
 10月12日 国労は東京地裁判決を団結権侵害としてILOへ提訴。  
**◎1999年**  
 3月18日国労第64回臨時大会「国鉄改革法」を認める機関決定。

11月18日 ILO第276回理事会が結社の自由委員会の報告に基づいて、日本政府に対して中間勧告を採択（第1次勧告）。  
**◎2000年**  
 5月30日 自民、公明、保守の与党3党と社民党が「JR不採用問題の打開について」で合意（4党合意）。  
 7月1日 第66回臨時大会で「4党合意」承認を提案、議場騒然とする中で休会。  
 8月26日 第66回臨時大会、続開大会、執行部案採決せず、1票投票へ。  
 9月26～29日 1票投票。投票率98.3%中、賛成55.1%、反対36%、保留4.8%。  
 10月28～29日 第67回定期大会で執行経過報告を無記名投票で採決した後、「質疑内容」「採決方法」で紛糾し休会。  
**◎2001年**  
 1月27日 第67回臨時大会で「4党合意」受け入れ承認し執行部総辞職。  
**◎2002年**  
 12月6日 与党3党が「4党合意」からの離脱を社民党に通告。  
**◎2003年**  
 12月22日 最高裁第1小法廷が中労委命令取り消しの不当判決。  
**◎2004年**  
 1月31日 第174回中央委、最高裁判決踏まえ、政治的責任による解決を求める闘い確認。  
 2月24日 横浜人格事件（懲戒免職）が全面勝利解決。

6月18日 第290回ILO理事会が日本政府に対する第6次勧告採択。  
 8月26～27日 第72回定期大会で「JR不採用事件に関する国労の基本要請」決定。  
**◎2005年**  
 9月15日 東京地裁で国鉄の責任認める鉄建公団訴訟判決。  
**◎2006年**  
 7月27～28日 第74回大会（結成60周年記念）で国労・建交労・中央共闘・国鉄共闘会議の4団体が結束して政治的・全体解決を目指す方針確立。  
 10月5日 4団体と4者で厚労・国交省に「解決にあたっての具体的な要求」提出。  
 12月5日 採用差別国労訴訟提訴。  
 12月18日 採用差別横浜人活訴訟提訴。  
**◎2007年**  
 1月27日 第177回中央委員会で「4者・4団体」を解決に向けた枠組みと確認。  
 3月16日 ILOにJR不採用事件当事者としての「4者・4団体」確認書提出。  
**◎2008年**  
 1月23日 東京地裁11部、国鉄の不当労働行為認める全動労訴訟判決。  
 3月13日 東京地裁、時効で棄却する鉄道運輸機構訴訟判決。  
**◎2009年**  
 2月16日 1047名問題解決の政治的決断求める集会以野党代表が解決への強い意思を表明。  
 3月25日 鉄建公団訴訟東京高裁判決でも国鉄

の不当労働行為を認定。  
 12月25日 民主・社民・国民新党の与党3党が鉄道運輸機構に「4者・4団体」とJR不採用問題の和解に向けた話し合い開始を申し入れ。  
**◎2010年**  
 1月27日 鉄道・運輸機構に「4者・4団体」が交渉テーブル設置を要請するも拒否。  
 2月3日「4者・4団体」、要請を受け付けない鉄道・運輸機構に抗議し、政治の場における問題解決を与党3党に要請する共同声明発表。  
 2月16日 日比谷野音の中央集会以政治的解決への最終局面切り開く団結継続再確認。  
 3月18日 与党3党と公明党が「国鉄改革1047名問題の政治的解決に向けて（申し入れ）」を政府に提出。  
 4月8日 政府と与党3党・公明党がJR不採用問題の解決案で合意。  
 4月9日 与党3党と公明党代表者が政府と合意した解決案を「4者・4団体」に提示。「4者・4団体」は受け入れを決定し口頭で4党に回答。国労は直後の中央執行委員会でも受け入れを決定。全国代表者会議に経過を報告し、引き続き手続きと臨時全国大会の開催を確認。  
 4月12日 「4者・4団体」が政治的解決案の受け入れを与党3党と公明党に文書で提出し、共同声明を発表。  
 4月26日 第78回臨時大会、解決案の受入れを決定。